

法務局地図の作成

熊本地方法務局は、令和6年度から7年度にかけて対象地区の地図作成事業を実施しています。

令和6年度は、対象地区とその隣接地区に基準点※¹の設置を行い、令和7年度は、一筆地調査※²・測量、地図作成・登記手続などを行う予定です。

※¹ 地図の作成や各種測量の際の基準・基礎となる点

※² 土地所有者立ち会いの下、現地で土地の地目や筆界などを確認する作業

対象地区

大字宮園・木山(一部)、大字辻の城(全部)

土地所有者を対象とした説明会

次の通り、説明会を開催する予定です。対象者には後日通知します。

期日 10月26日(土)、27日(日)

問 熊本地方法務局復興事業対策室

☎ 364-2221



出典：国土地理院 WEB サイト ※地理院地図に赤枠・緑色斜線を追記

重度心身障害者医療費助成制度の内容変更

現物給付方式・自動償還払方式の開始

8月診療分から、従来の償還払方式に加え、役場窓口での申請が不要な「現物給付方式」、「自動償還払方式」を開始します。加入している健康保険の種類で方式異なりますので、ご注意ください。

対象者には、7月に新しい受給者証と制度に関する詳しい案内を郵送していますのでご確認ください。

自己負担額の変更

4月診療分から自己負担額が下記の通り変更になりました。

ひと月の1医療機関ごとの自己負担額
変更後(4月診療分以降)

外来 1,000円/入院 2,000円

健康保険の種類

- ・国民健康保険
- ・社会保険(協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など)

- ・後期高齢者医療保険

8月診療分以降の助成方式

現物給付方式

重心医療の自己負担額を医療機関ごとに支払う。

自動償還払方式

医療機関で健康保険負担分を支払う。後日、自己負担額を除いた金額を町から自動的に登録口座へ振り込み。

次のいずれかに該当する場合は、現物給付の対象外で、従来通り役場窓口で申請が必要です。

- ①県外での受診 ②はり・きゅう・あんま・マッサージ ③治療用装具
- ④70歳以上(後期高齢者医療保険加入者を除く)

⑤ひと月の1医療機関当たりの健康保険負担分の合計が21,000円を超える
※自己負担額が病院・薬局合わせて1,000円を超える場合も、役場窓口で申請が必要です。

制度について詳しくは、町ホームページをご覧ください。問 福祉課 障がい支援係 ☎ 286-3115

